

## 公益財団法人新潟県スポーツ協会倫理・コンプライアンス委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理・コンプライアンス規程（以下「規程」という。）第6条に規定する倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 本会役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 規程第7条に規定する意見を述べること。
- (3) 加盟団体規程第8条に規定する加盟団体の処分に関すること。

### (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、理事及び学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。